

木造住宅の耐震補強工事補助金の申請受付について

2025.04Ver



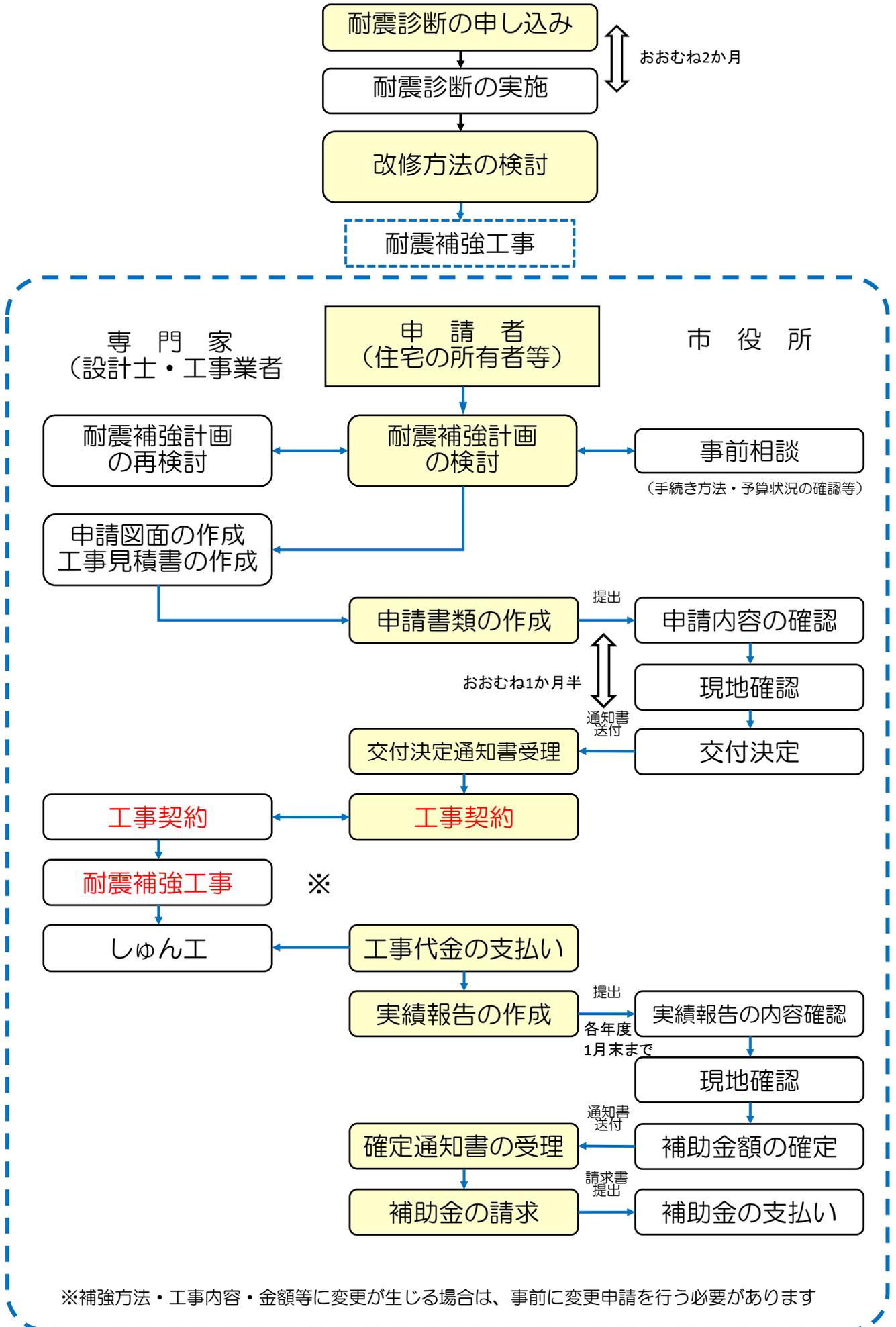
佐久市では、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、木造住宅の耐震補強工事を行う方に補助金を交付しています。

※耐震補強工事補助金を受けるには、**事前に市の耐震診断（無料）を受けることが必要です！**

1 対象住宅	<p>下記の①、②のいずれにも該当する住宅</p> <p>①昭和56年5月31日以前に建てられた(工事着手された)木造在来工法による一戸建ての住宅</p> <p>※増築をしている住宅は昭和56年5月31日以前に工事着手された部分が建物全体の過半を占める場合であれば対象となります。ただし、平成17年6月1日以降に増築を行った住宅は対象となりません。</p> <p>※店舗併用住宅の場合、店舗の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満であれば対象になります</p> <p>②市の耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅</p>				
2 対象工事	<p>下記の①・②の工事</p> <table border="1" data-bbox="336 1126 1476 1435"><tr><td data-bbox="336 1126 608 1227">①耐震補強工事</td><td data-bbox="608 1126 1476 1227">工事の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る耐震補強工事</td></tr><tr><td data-bbox="336 1227 608 1435">②耐震改修促進リフォーム</td><td data-bbox="608 1227 1476 1435">①の耐震補強工事に付随して同時に行われる、筋かいや耐震壁等を設置した部分以外の同一室内外の美観を維持する上で必要な床、壁、天井及び外壁等の仕上げ工事 注) 設備工事や通常の維持修繕工事は対象になりません。</td></tr></table> <p>※いずれの工事においても、1月中旬に工事を完了し、実績報告を1月末日までに提出できるようご計画ください。</p>	①耐震補強工事	工事の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る耐震補強工事	②耐震改修促進リフォーム	①の耐震補強工事に付随して同時に行われる、筋かいや耐震壁等を設置した部分以外の同一室内外の美観を維持する上で必要な床、壁、天井及び外壁等の仕上げ工事 注) 設備工事や通常の維持修繕工事は対象になりません。
①耐震補強工事	工事の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る耐震補強工事				
②耐震改修促進リフォーム	①の耐震補強工事に付随して同時に行われる、筋かいや耐震壁等を設置した部分以外の同一室内外の美観を維持する上で必要な床、壁、天井及び外壁等の仕上げ工事 注) 設備工事や通常の維持修繕工事は対象になりません。				
3 対象者	<p>下記の①～③のすべてに該当する者</p> <p>①佐久市内にお住いの、下記(1)～(3)のいずれかに該当する者</p> <p>(1)住宅の所有者</p> <p>(2)住宅の居住者 (原則 住民登録されている方)</p> <p>(3)住宅の所有者の2親等内の親族(祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫など)</p> <p>注) いずれも申請者が工事完了後に居住する場合があります。</p> <p>②市税を滞納していない者</p> <p>③前年の所得等が1,200万円(給与所得のみのものは、収入金額1,442万円)以下の者</p>				

4 補助金額		耐震改修工事	耐震改修促進リフォーム	合 計
	補助金上限額	115万円 前ページ2-①	30万円 前ページ2-②	145万円
	補助率	対象工事費の5分の4	対象工事費の2分の1	
(令和7年4月時点)				
5 申請方法	<p>詳細について事前にご相談のうえ、佐久市役所建築住宅課へ申請書類を提出してください。なお、予算の上限に達した時点で受付は終了となりますので、お早目の申請をお願いします。補助の流れは、別紙「耐震改修工事の流れ」を参照ください。</p>			
6 注意事項	<p>①住宅の所有者以外の方が申請者となる場合、所有者との関係性が分かる公的書類（住民票・戸籍謄本等）が必要となります。事前のご準備をお願いします。</p> <p>②交付申請の内容審査と同時に、工事の計画を現地確認させていただきます。 ※現地調査の日程をご連絡いたしますので、立会い・計画の説明をお願いします。</p> <p>③交付申請の内容審査～交付決定は、1ヶ月程度かかります。 ※余裕のある工事計画・工程計画をお願いします。</p> <p>④申請していただき、交付決定通知がお手元に届いてから、契約・着工できます。 交付決定前に、既に工事が完了していたり、着工していたりするものは補助の対象になりませんのでご注意ください。</p>			

耐震改修工事の流れ - 耐震補強工事 -



※補強方法・工事内容・金額等に変更が生じる場合は、事前に変更申請を行う必要があります